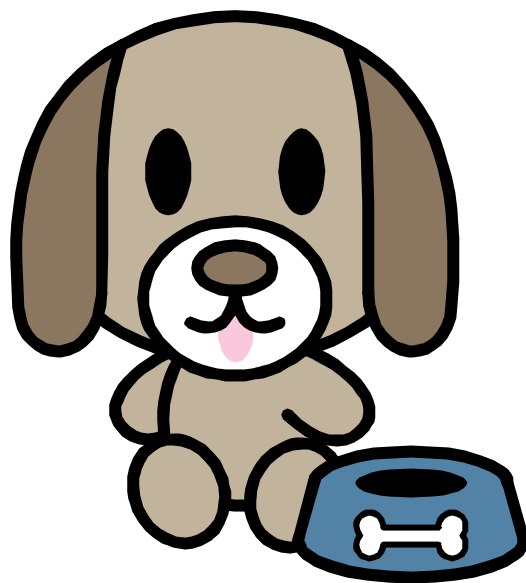


# マンションにおける ペット問題解決のために

☆ペットクラブ（飼い主の会）活用のでびき☆



**港区みなと保健所**

## ★マンションに、ペットクラブを作りましょう。

ペットの飼育を許可している集合住宅、マンションが増えています。

ペット飼育を規約で認めて、飼育する人に一定のルール遵守を求めるとともに、飼育していない居住者にも動物愛護の気持ちを持っていただくことになれば、とてもいいことです。

ただ規約を定めても、マナー違反やしつきの不徹底、住民の理解不足などの理由で、ペットを飼うことが苦情になることがあります。管理組合にはペットの状況や飼い主の情報が少ないために、事情がよくわからず、組合の理事がその対応に困ってしまうケースがあります。

最初はペットが原因であっても、人間関係が悪くなってしまうと、その解決はとても難しいものになります。早い時期に、解決を図ることが必要ですが、ただでさえ忙しい管理組合の役員が、十分に対応することは、なかなかできないことです。

このような状況を打開する一つの方法として、ペットを飼養している人によるペットクラブを設立し、管理組合がその活動を支援するとともに、ペットに関する啓発や苦情の窓口を担ってもらう方法があります。

**ペットクラブを  
設立するとこんな  
メリットがあります**



## 1 管理組合のメリット

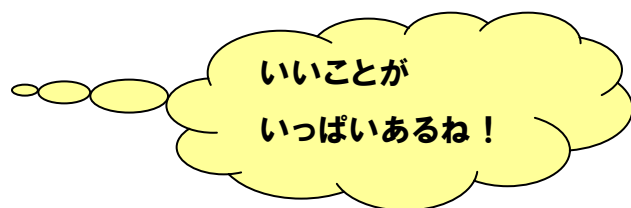
- ① 苦情窓口をペットクラブとすることで、管理組合の役員が解決の難しい苦情を直接受けることがなくなります。
- ② ペットクラブの活動を支援することにより、飼い主のマナーの向上を効率的に図ることができます。

## 2 ペットクラブ会員のメリット

- ① マンションでペットを飼っている、飼い主どうしの交流が生まれます。
- ② 「〇〇のお店がいい」など、飼い主間の有効な情報交換ができます。
- ③ 苦情窓口を一本化することで、陰湿な申し立てや嫌がらせ等を防ぐことができます。
- ④ ペットクラブで清掃活動等を行うことで、住民にペット飼養への理解を求めることができます。
- ⑤ スケールメリットを生かして、ペットクラブでインストラクターを招き、しつけ方を習うなどの活動ができます。
- ⑥ 自発的なマナー向上活動により、飼い主全体のマナーのレベルアップが図れます。

## 3 居住者のメリット

- ① 苦情窓口が一本化するために、ペットの問題に安心できます。
- ② ペットクラブの活動によって、マンション全体の飼い主のマナーアップが期待できます。
- ③ 犬の登録や狂犬病の予防注射の実施を、ペットクラブがチェックしてくれることで、適正な犬の管理を確認できます。
- ④ 動物に対する理解が進むとともに、動物愛護への関心が高まります。



## ★ペットクラブ設立の不安

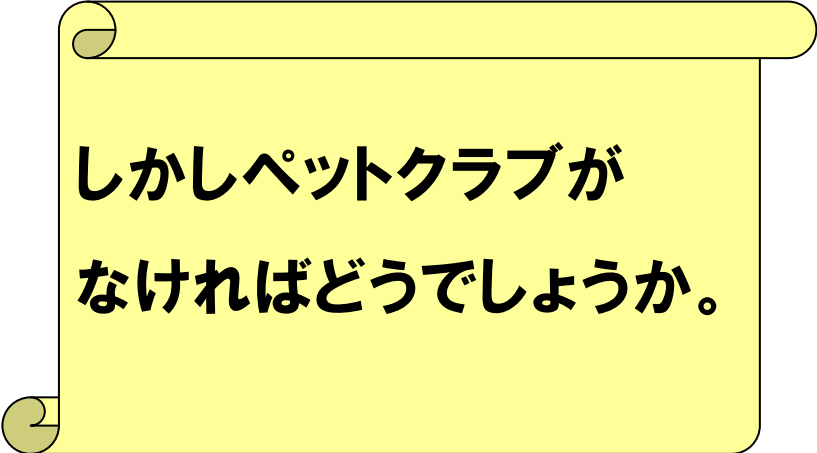
ペットクラブ設立に当たっては、次のような不安が言われます。

ペットクラブの役員に苦情が集中する！

言いやすくなって苦情が増える！

クラブ会員と一般居住者の仲が悪くなる！

クラブの中での問題が起きる！



**しかしペットクラブが  
なければどうでしょうか。**

苦情の正式な受付先がなく、管理組合が受けたところで、きちんとした回答ができるとは思えません。

苦情といっても第三者に言う苦情には、抑制がかかることも多いです。

確かに言いやすい状況ができると、苦情そのものの数は増えるかもしれませんが、しかし、程度の軽い苦情へ、素早く対応したほうが、ぎりぎりまで我慢して爆発した苦情より、はるかに対応しやすいものです。

またクラブの努力によって居住者との壁はいくらでも低くなります。クラブがペットの飼い主のマナー向上に寄与していることがわかれば、住民は必ずクラブを支持します。

またペットを飼う人同士の交流は、いい副産物もたくさん生みます。トラブルだけを心配しては、何も生まれません。

## ★ペットクラブの具体的な活動

規約にあるからペットクラブを作ったが、作っただけというマンションがあります。ペットクラブは活動をしなければ意味がありません。次のような活動から、意味のあるペットクラブにしていきましょう。

### 1 ペットの把握

ペットの飼養を許可しているマンションでは、ペットを飼育した場合管理組合に届出を出すことを、管理規約で規定しているケースが多いようです。しかし、集めた情報をそのまま記録に留めておいては、何も生まれません。積極的に活用することが必要です。

情報を確認して、まずマンション全体のペットの状況を、管理組合が把握しましょう。

ただし、個人の情報を取り扱いますので、情報の管理には十分注意が必要です。

### 2 ペットクラブの設立

管理規約の細則等で、ペットクラブを規定します。

ペットクラブの設立を宣言する会を開催することになります。あらかじめ役員になってくれる協力者を探しておくことも、必要になります。

ペットを飼っている居住者に、ペットクラブの設立総会の案内をします。設立総会では飼い主に対し、ペットクラブの設立の意義や、ペットクラブの規約を説明します。飼い主にペットクラブのメンバーであることの自覚を求めます。

### 3 セミナー等の開催

メンバーの交流を図るために、ペットクラブの活動が必要です。

最初は少数で、犬を連れた顔合わせだけでも、効果があります。

また、しつけインストラクターや動物関係の専門家、獣医師などの話を聞く機会を設けるのは、わかりやすい交流の機会になります。

犬同士のふれあいということでは、合同のお散歩会や、ドッグトレーナーの指導による運動会などの催しも効果的です。

## 4 日常のマナー向上運動

マナー違反では、犬のフンを始末しないことが大きく取り上げられます。フンの片付けは飼い主として当たり前のことです。また、おしっこはマーキングのため多少は仕方がないこともあります。散歩のときに必ず、ペットボトルに水を用意して、おしっこがかかった場所を洗い流し、壁の変色などを防ぎましょう。

しつけによって、家で排せつをしてから、お散歩に出かけて行くことも可能です。

お散歩にはいつも、フンを入れるエチケット袋とペットボトルの水を用意していくよう、クラブ会員に徹底しましょう。

## 5 清掃等の奉仕活動

動物が好きでない人もいます。動物を飼っていいマンションであっても、動物が好きではない人の気持ちを配慮する必要があります。

ペットクラブで、マンション共用部の清掃を行ったり、マナーアップ運動を行ったりすることは、動物が好きではない人への配慮を示すためのいい機会になります。また、クラブ会員の交流の場ともなります。

## 6 広報活動

クラブの会報を配布することは、会員相互の交流に有効です。経費が許せばマンション全体に配布するのもいいことです。少なくとも、会報を掲示板等に貼り出して、会員以外の方への理解を図りましょう。得意な人がいれば会報作りもいい交流の場になります。

会員に行政のパンフレットや、動物愛護団体のPR、しつけインストラクターの情報などを提供することもいいことです。



## ★ペットクラブ活動のポイント

ペットクラブ活動の推進のポイントを述べます。

### ・苦情の受付は

苦情の受付窓口を作るのは、勇気のいることです。個人が矢面に立つのでは、なかなか引き受け手がないでしょう。

例えば、書面による苦情受付窓口用のポストを、管理組合ポストの横にするだけでもいいのです。ペットクラブの役員の電話などを公にする必要はありません。苦情と回答の両方を掲示板に貼ってもいいでしょう。苦情の内容を公開すると、言うほうも考えて、度を過ぎた言い方がおさえられる場合もあります。

ただし、情報を公開する場合は、個人情報のセキュリティには注意しましょう。

直接の苦情は、ペットクラブの総会や理事会などの場で受けてもいいでしょう。

電話やメールでは失礼なことができて、面と向かっては、あまり過激な言動はできないものです。

### ・強制は避けて緩やかなつながりを

クラブの活動については、クラブのつながりを緩やかにしておくことも一つの方法です。クラブの活動を盛り上げようと、飼い主にクラブの活動への強制的な参加を求めると、トラブルになりがちです。積極的にクラブを利用したい人は、そうすればいいですし、あまり関わりたくない人はそれでもいいと考えましょう。

関わりたくない方にもマナーの遵守を求めるとともに、必要な情報を流しましょう。活動への参加はともかく、クラブの一員であるという認識だけはきちんと持ってもらうことが大切です。

## ・ペットクラブの信頼性を高めるために

ペットクラブが居住者から信頼を得るための、一つの方法として、飼い主に最低限の義務の履行を求めることがあります。

最も基本的な例として、ペットが犬であれば法律で決まっている、自治体への犬の登録を行っていることを確認することです。また同じく法律で決まっている狂犬病の予防注射の接種を行い、自治体に届出を行っていることの確認も必要です。これが守られれば、少なくともマンション内で犬が人を咬む事故が起こったとしても、狂犬病のリスクはないといえることができます。

また、猫についてもペットクラブへの届出が確認されていれば、例えば失踪した場合も、管理組合に必要な情報があるので、速やかに探し出せる可能性が飛躍的に高くなります。

このような情報の収集と活用がなされれば、ペットクラブへの居住者の信頼は高くなっていきます。

## ・管理組合との連携

ペットクラブは管理組合とも密接に連絡をとりましょう。動物の問題は表面的で、実はより大きなトラブルが内包されていることもあります。管理組合にはペットクラブの活動を逐一報告するとともに、活動への理解を求めましょう。

ペットクラブの活動に管理組合役員が参加することもいいことです。できればペットを飼っていない管理組合役員が、ペットクラブの役員に入ることが望まれます。動物を飼っていない人の気持ちを代弁できる体制がペットクラブの中にあると、居住者の信頼も高まります。

## ・ペットクラブの力を信じましょう

ペットクラブの最も大きな意味は、マンションの飼い主全体のモラルアップです。一人ひとりの力を合わせると、大きな力になります。クラブは必ず有効に働くと信じましょう。



## ★ペットの飼育が禁止されているマンションでのペット問題

規約でペットの飼育が禁止されているにもかかわらず、ペットを飼育している人がいるマンションの場合、飼育が大きなトラブルになるケースがあります。飼育している人がごく少ない場合であれば個別の対処も可能ですが、多くの人が飼うようになると、もう歯止めが利きません。結局黙認となってしまうために、飼い主に対して堂々とルール遵守を求めたり、マナー向上の取り組みをしたりすることもできにくくなってしまいます。

飼育そのものの問題解決ができないと、その先にあるルールやマナーの話ができません。犬が原因だったはずの問題が、人間関係を壊すことになってしまうと、その他のトラブルを引き起こしかねません。

このような場合、思い切ってペットの飼育を公式に認めることで、飼い主に一定の義務の履行を求めたほうが良いケースがあります。実際に管理規約を改正して、ペット飼育を認めたマンションも増えています。また、規約そのものは変えずに、一代限りの飼育を協定で認めているマンションのケースもあります。

やり方はマンションごとに検討すればいいことですが、ペット飼育を認めるか、認めないかは大きな分かれ目です。隠れた飼育が多く、問題解決が難しい場合は、限定的に飼育を公認した上で、飼い主にルールの遵守を求めるとともに、マンション全体の飼い主のマナー向上の取り組みをすることが、解決につながります。

**★ペット問題は人間の問題です。人間同士が必要な気配りをするだけで、ほとんどのペット問題は解決します。人と動物が共生できるまち作りのためにペットクラブをつくって、活用しましょう。**

## 必ず知っておいてほしい、ペットを飼うときに必要なこと

### ☆犬の登録

犬を飼うときには一生に一度、自治体へ犬の登録を行うことが必要です。登録されると鑑札が交付されます。鑑札は犬に着けておきましょう。

登録をすることと、鑑札を犬に着けておくことは、狂犬病予防法で義務付けられています。

### ☆狂犬病の予防注射

犬は毎年4月から6月の間に狂犬病の予防注射の接種が義務付けられています。注射をしたら、自治体へ申請をして、注射済票の交付を受けてください。狂犬病の予防注射の接種と、注射済票を犬に着けておくことも、狂犬病予防法で義務付けられています。

### ☆犬・猫は愛護動物

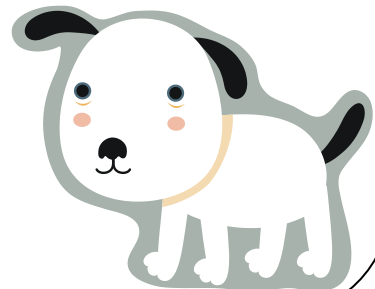
ペットの多くを占める犬・猫は、動物の愛護と管理に関する法律によって愛護動物とされていて、殺したり、傷つけたり、エサをやらずに虐待したり、遺棄する(捨てる)ことは罪に問われます。管理規約などで、飼うことのできない動物の処分という言葉があるとしても、愛護動物の場合簡単に行うことはできません。規約で決めていたとしても、安易に処分を求めることは、法律違反になりかねないので注意してください。

### ☆終生飼い続けることが必要です

長生きする動物も多いですが、飼い主の都合で動物の寿命は決められません。一度飼い始めた動物は、終生飼い続けてください。万一自分が飼い続けられなくなった場合は、責任を持って次の飼い主を探してください。飼い始めるときには、動物の寿命も考えて判断することが大切です。

### ☆犬が人を咬んだときの届出

万が一、飼い犬が人を咬んでしまった事故が起こった場合、負傷者の手当てをしたあとに、飼い主は48時間以内に犬を獣医師に診せて、狂犬病でないことの確認を受けてください。また24時間以内に自治体に届出をしてください。



お問い合わせ先

みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係

電話：03-6400-0043

港区三田1-4-10